

泉大津市中小企業等支援金募集要項

■支援金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が悪化した中小企業及び小規模事業者に対し、税負担を軽減し、事業の継続を支援するため、固定資産税等の一部相当額の支援金を交付します。

■対象固定資産税等

次の各号のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第63条第1項第2号の対象となり、同号の適用を受けて算出された固定資産税及び都市計画税

- (1) 令和3年度に泉大津市において課税された事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- (2) 令和3年度に泉大津市において課税された事業用家屋に対する都市計画税

■対象者

以下の全ての項目に該当する者

- (1) 対象固定資産税等の納税義務を負う中小企業及び小規模事業者
- (2) 対象固定資産税等を完納している者
- (3) 事業継続・再起に向けた取組を行っている、又はその意思がある者

■交付額

対象固定資産税等の2分の1に相当する額

※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

■申請方法

対象固定資産税等を完納後、次の書類を地域経済課へ郵送又は持参にて提出ください。

- (1) 泉大津市中小企業等支援金交付申請(請求)書(様式第1号)
- (2) 支援金交付申請(請求)に係る誓約書兼同意書(様式第2号)
- (3) 対象固定資産税等の納税通知書の写し(納税義務者名と通知書番号が分かれるページ)
- (4) 振込先通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人(カナ表記)が確認できるもの)
※対象固定資産税等の納税義務者と同一名義のものに限る。
- (5) 申請(請求)者(法人の場合は代表者又は担当者)の本人確認書類の写し

■申請受付期間

申請期限 令和4年3月10日(木)※必着

受付時間 8時45分から17時15分まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く。

■提出及び問合せ先

<泉大津市中小企業等支援金に関する申請書等の提出及び問合せ先>

〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号

泉大津市役所政策推進部地域経済課 泉大津市中小企業等支援金担当

TEL:0725-51-7651(直通)

FAX:0725-32-6000

Email:keizai@city.izumiotsu.osaka.jp (問い合わせ用)

<地方税法・課税についての問合せ先>

泉大津市役所総務部税務課 (内線 2135)

TEL:0725-33-1131(代表)

■支援金の交付決定

支援金の交付及び交付額又は不交付の決定については、申請(請求)書類を審査のうえ、文書にて通知いたします。

■その他

- (1) 支援金の交付後、泉大津市中小企業等支援金交付要綱第8条に該当すると認められる場合、支援金全額又は一部の交付決定の取り消し、返還及び返還に要する費用の支払いを求めます。
- (2) 提出書類に不備があった場合、泉大津市は、申請(請求)者(又は担当者)に対し追加書類の提出などの補正を求めます。必要書類が提出されないなど、不備が泉大津市の指定する期限までに解消されなかった場合は、当該申請(請求)を取り下げたものとみなします。
- (3) 交付決定を行った後、申請内容の不備による振込不能等があり、申請(請求)者の責に帰すべき事由により、泉大津市の指定する期限までに解消しなかった場合は、申請(請求)者が当該支援金の受給を辞退したものとみなし、当該支援金の交付決定を取り消します。

■参考

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 63 条第1項第2号について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年2月から同年 10 月までの任意の連続する3ヶ月間の中小事業者等の事業収入が、前年の同期間と比較して、30%以上 50%未満減少している場合、令和3年度課税分に限り、事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準を、2分の1とするものです。